

幹部会議議事概要

【幹部会議】

1 日 時：令和5年5月15日（月）09時30分～10時12分

2 場 所：知事室

3 出席者：7名

玉城知事、照屋副知事、池田副知事、島袋政策調整監、
知事公室長、総務部長、企画部長

4 内 容：

(1) 三役等日程について

(今週の主な日程)

- 15日 着任挨拶 陸上自衛隊第15旅団長 陸将補 松永 浩二 氏(玉城知事、池田副知事)
" 表敬 琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 代表取締役会長 早川 周作 氏
(玉城知事)
" 学卒求人確保に係る要請(要請先：各経済団体)(照屋副知事)
" 着任挨拶 第9航空団司令兼那覇基地司令 空将補 鈴木 繁直 氏(池田副知事)
17日 「FIBAバスケットボールワールドカップ2023」100日前イベント(照屋副知事)
" 表敬 鹿児島県西之表市長(池田副知事)
18日 九州市長会in沖縄(照屋副知事)
19日 就任挨拶 陸上自衛隊西部方面総監 陸将 山根 寿一 氏(玉城知事)
" 沖縄科学技術大学院大学(OIST)学位授与式(照屋副知事)

(2) 報告事項

- ア 重要土地調査法に基づく沖縄県内の区域指定案について(知事公室)
イ 児童に係る事件被疑者の逮捕を受けた対応について(総務部)

(3) その他

県政情報に係る発表事項等について(知事公室)

5 知事等発言

なし

以 上

幹部会議への報告事項等について

所管部局：知事公室基地対策課

件名	重要土地調査法に基づく沖縄県内の区域指定案について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>○5月12日（金）</p> <ul style="list-style-type: none">・重要土地調査法に関し、政府が1都9県161カ所の「注視区域」、「特別注視区域」の指定候補を審議会に示し了承された（1回目指定は令和4年12月に行われている）。・今回、初めて沖縄県内の候補地（39カ所※別紙）が含まれた。 <p>※重要土地調査法</p> <ul style="list-style-type: none">・自衛隊基地周辺における外国資本による土地の取得で、地域住民の不安の広がりを背景に、令和4年2月に施行。・同法は、安全保障の観点から重要な防衛関係施設等の周辺や、国境離島等の土地等の利用実態を調査し、必要に応じて利用を規制する（※別紙2）。 <p>【今後の対応等】</p> <p>○指定までの今後の流れ</p> <ul style="list-style-type: none">・6月までに政府が関係自治体の意見聴取・8月～9月頃に正式な区域指定（報道による） <p>○懸念等</p> <ul style="list-style-type: none">・法案に反対する日本弁護士連合会長声明において、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権などの人権を侵害し、個人の尊厳を脅かす危険性を有するとともに、曖昧な要件の下で刑罰を科すことから罪刑法定主義に反するおそれがあるとの指摘がある。・また、米軍基地が集中する本県では、多くの地域が注視区域に指定される可能性がある・更に、国境離島については距離の制限がないため、県全域が注視区域に指定される可能性があるとの指摘もある。

2 回目の区域指定の候補（6 / 7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鹿児島県大島郡喜界町	喜界島通信所、喜界島（二）	警戒監視・情報機能（自衛隊）【喜界島通信所】 国境離島（領海基線周辺）【喜界島（二）】 ※喜界島通信所が、特別注視区域の指定事由
	喜界島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡徳之島町	徳之島（二）～（四）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡天城町	徳之島（一）	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡伊仙町	徳之島（五）～（七）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡和泊町	沖永良部島（一）～（四）※4箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡知名町	沖永良部島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	沖永良部島（五）、（六）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡与論町	与論島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県石垣市	石垣駐屯地	離島所在（自衛隊）
	石垣海上保安部	海上保安庁の施設
	石垣島（一）～（四）※4箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県宮古島市	宮古島駐屯地、宮古島分屯基地	離島所在（自衛隊）【宮古島駐屯地】 警戒監視・情報機能（自衛隊）【宮古島分屯基地】
	保良訓練場	離島所在（自衛隊）
	宮古島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	伊良部島・下地島	国境離島（領海基線周辺）
	宮古島海上保安部	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）

2 回目の区域指定の候補（7 / 7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
沖縄県南城市	知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）	活動拠点（自衛隊）
	知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）、知念高射教育訓練場（航空自衛隊）	活動拠点（自衛隊）【知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）】 防空機能（自衛隊）【知念高射教育訓練場（航空自衛隊）】 ※知念高射教育訓練場（航空自衛隊）が、特別注視区域の指定事由
	久高島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡粟国村	粟国島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡南大東村	南大東島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡北大東村	北大東島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡伊平屋村	伊平屋島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	野甫島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡久米島町	久米島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	久米島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県宮古郡多良間村	多良間島	国境離島（領海基線周辺）
	水納島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県八重山郡竹富町	西表島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	外離島・内離島	無人の国境離島
	鳩間島	国境離島（領海基線周辺）
	波照間島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県八重山郡与那国町	与那国駐屯地、与那国島（二）、（三）	警戒監視・情報機能（自衛隊）【与那国駐屯地】 国境離島（領海基線周辺）【与那国島（二）、（三）】 ※与那国駐屯地が、特別注視区域の指定事由
	次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）	装備品研究開発等（自衛隊） 国境離島（領海基線周辺）
	与那国島（二）～（四）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る
特別注視区域 40 箇所、注視区域 121 箇所

重要土地等調査法の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)

目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的** (第1条) : 重要施設 (防衛関係施設等) 及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針** (第4条) : ①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項 (経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項 (勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。)
- **留意事項** (第3条) : この法律に基づく措置は、個人情報保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域 (第5条)

- **重要施設の周辺** : 防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設^{※1}の周辺^{※2}の区域について、告示で個別指定。
 ※1 生活関連施設：原子力関係施設と空港 (自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設) から選定。
 ※2 施設の敷地周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- **国境離島等** : 国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域 (第12条)

- **特定重要施設** : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
 例) 司令部機能、警戒監視・情報機能を有する防衛関係施設 等
- **特定国境離島等** : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
 例) 無人の国境離島

調査 (第6条) (注視・特別注視区域共通)

- **対象** : 土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項** : 所有者等 : 氏名、住所、国籍 等 (第7条)
利用状況
- **手法** : 現地・現況調査
不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
所有者等からの報告徴収 (第8条) (刑事罰あり)
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

事前届出 (第13条) (特別注視区域のみ)

- **対象** : 土地等の所有権移転等 (売り手・買い手 / 刑事罰あり)
※ 200㎡以上の取引に限定。
- **届出事項** : 氏名、住所、国籍 等
利用目的、所在、面積 等

利用規制 (注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置 (第21条)
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令 (第9条) (刑事罰あり)
・ 国による損失の補償 (第10条)
・ 国への買入れの申出 (第11条)

国による買取り (注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り (第23条)
※ 国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置 (第14～20条) : 生活関連施設に係る政令の制定・改廃、区域の指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行日** (附則第1条) : 基本方針、審議会等 ⇒ 令和4年6月1日
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等 ⇒ 令和4年9月20日
- **見直し** (附則第2条) : 法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる

幹部会議への報告事項等について

所管部局：総務部

件名	児童に係る事件被疑者の逮捕を受けた対応について															
内容	<p>【対応】</p> <p>1 通知発出 「職員の厳正な服務規律の確保について（5月10日付け総務部長通知）を各部等に発出し、県民の不信や疑念を招く行為を厳に慎むこと、服務規律の確保の万全の周知徹底を図った。</p> <p>2 内部統制の取組</p> <p>(1) リスク識別指示 再発防止を徹底するため、プライバシーの保護に留意し、面接場所が密室にならないように工夫すること等について、内部統制上の対策として識別することを関係課へ指示</p> <p>(2) 内部統制推進本部幹事会の開催（5月22日） 対応状況等に関する情報共有を図り、各部等における対策を強く要請する予定</p> <p>(3) 内部統制研修の実施（5月18日～6月5日） 出先機関班長級職員を対象に内部統制研修を実施予定であり、法令遵守やリスク管理等に対する職員意識の向上に取り組む（217名対象）。</p> <p><日程等></p> <table><tr><td>5月18日(木)</td><td>南部</td><td>79名</td></tr><tr><td>5月19日(金)</td><td>北部</td><td>39名</td></tr><tr><td>5月26日(金)</td><td>八重山</td><td>24名</td></tr><tr><td>5月30日(火)</td><td>宮古</td><td>24名</td></tr><tr><td>6月5日(月)</td><td>中部</td><td>51名</td></tr></table>	5月18日(木)	南部	79名	5月19日(金)	北部	39名	5月26日(金)	八重山	24名	5月30日(火)	宮古	24名	6月5日(月)	中部	51名
5月18日(木)	南部	79名														
5月19日(金)	北部	39名														
5月26日(金)	八重山	24名														
5月30日(火)	宮古	24名														
6月5日(月)	中部	51名														

総 人 第 1 0 6 号
令和 5 年 5 月 10 日

知 事 公 室 長
各 部 長
会 計 管 理 者
労働委員会事務局長 } 殿

総 務 部 長
(公印省略)

職員の厳正な服務規律の確保について（通知）

職員の服務規律の確保及び綱紀の肅正については、かねてから注意を喚起しているところですが、今般、職員が公務中の行為により強制わいせつの容疑で逮捕されたことは、法を守るべき立場にある公務員としてあるまじき事態であり、極めて遺憾であります。

言うまでもなく、県職員は、県民全体の奉仕者として公共の利益のため職務に従事するものであり、それゆえ、職員に対する県民の信用、信頼を受けるべきものであります。

公務に対する信用、信頼は、職員に対する評価や公務員に対する県民感情と切り離して考えることができないものであり、直接職務とは関係のない職員の個人的な行為であっても、職員全体に対する信用を失墜させ、公務に著しい悪影響を与える恐れがあることを強く認識する必要があります。

ましてや、今回の事案については、公務中において公務員としての職務に基づく影響力を用いた可能性があり、事実であれば極めて悪質であり、決して許されるものではありません。

職員一人ひとりが、今一度、公務員としての自覚、品位を保ち、法令遵守を徹底し、不祥事を起こすことのないよう十分注意する必要があります。

貴職におかれましては、別添の職務行動規範をあらためて確認のうえ、公務はもとより公務外においても、県民の不信や疑念を招くような行為は厳に慎み、服務規律の確保に万全を期すよう、管下職員への周知を徹底して頂くようお願いいたします。

沖縄県職員の職務行動規範

一、私たちは、法令を遵守し、全体の奉仕者として、公平・公正に職務を執行します。

一、私たちは、県民から託された税金の重みを深く認識し、法令に則した適正な手続に基づき、財務に関する事務を執行します。

一、私たちは、県民に対し迅速かつ適確に情報開示を行い、説明責任を果たします。

一、私たちは、法令に基づき個人情報適切に管理し、県民の権利利益を保護します。

私たちは、この行動規範に基づいて職務を執行することが、県民の利益だけでなく、自分自身をも守るためのものであることを認識し、この行動規範を遵守することを誓います。

◎ 沖縄県



子福第209号
令和5年5月10日

各課(所)長 殿

子ども生活福祉部長
(公印省略)

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について(通知)

福祉行政においては、支援を必要とする子ども、障害者、高齢者等が安全・安心かつ健やかに暮らせるよう、職員は法令を遵守し、その方々に寄り添い、高い倫理観を発揮し、必要な支援を実施していくことが求められているところです。

しかしながら、今般、当部の職員が児童に対する強制わいせつの容疑で逮捕される事態が生じました。本事案は、児童福祉司という職責にある職員が公務中に支援すべき児童及びその関係者の信頼を裏切った極めて許しがたい事案です。

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保については、かねてから注意喚起しているところですが、今一度職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者として、公共の利益のために励み、県民の模範となるべく強い自覚を持ち、真に県民から信頼されるよう職務に取り組む必要があります。

貴職におかれましては、管下職員に対し、公務はもとより公務外においても、県民の不信や疑念を招くような行為は厳に慎み、綱紀粛正及び服務規律の確保に万全を期すよう、改めて周知徹底して頂くようお願いいたします。